

第3次平川市長期総合プラン等策定事業者選定委員会設置要綱（案）

令和7年8月 日

（設置）

第1条 第3次平川市長期総合プラン等策定支援業務（以下「業務」という。）の公平、公正かつ効果的な業務を発注するにあたり、第3次平川市長期総合プラン等策定業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 業務に係るプロポーザル実施要領及び仕様書の決定
- （2） 業務に係る委託事業者の選定
- （3） 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（任期）

第4条 委員会の任期は、第2条の任務を終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、●●とする。
- 3 副委員長は、●●とする。

（委員長の職務）

第6条 委員長は、委員会の会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時に委員会へ出席させ、意見を聴取することができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

（守秘義務）

第9条 委員は、選定の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月 日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	氏 名	役 職
平川市総合計画等策定会議 議長（副市長）	古川 洋文	
平川市総合計画審議会 事務局長 平川市総合計画等策定会議 委員 平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 事務局長（総務部長）	對馬 一俊	
平川市総合計画審議会 事務局 平川市総合計画等策定会議 事務局長 平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 事務局（総務部政策推進課長）	工藤 慎一	
平川市総合計画審議会会長		
平川市総合計画審議会		